

農地転用等の通知および地区除外申請書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による届出にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。
また、同規程第5条の規定に基づく地区除外についても併せて申請します。
なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別記誓約事項を遵守し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

令和 年 月 日

土地所有者の住所・氏名を記名押印して下さい。

住所 稲沢市稲沢町北山 178 番地
転用組合員 氏名 宮田 太郎



土地所有者、売買の譲受人等の住所・氏名を記名押印して下さい。

住所 稲沢市稲沢町北山 179 番地
転用関係者 氏名 宮田 次郎



決済金を納付される方(組合員又は関係者)の住所・氏名を記名押印して下さい。

住所 稲沢市稲沢町北山 178 番地
決済金納付者 氏名 宮田 太郎



宮田用水土地改良区理事長殿

記

1. 土地 名古屋 市 中川 区

大字名	字名	地番	地目	台帳面積	転用面積	転用の事由
戸田	1丁目	〇〇〇	田	300 m ²	300 m ²	駐車場
			田			
			田			
			田			

2. 位置図・公図

申請書（様式第3号の1）の裏面に印刷してください。
別紙で添付の場合は割印してください。

農地転用に対する誓約事項

1. 宮田用水土地改良区の地区除外等処理規程による決済金は、申請と同時に納付すること。
2. 宮田用水土地改良区の賦課金滞納額を納付すること。
3. 転用土地内に現に有する農業用施設の改廃が宮田用水土地改良区の管理する施設の効用に影響を及ぼす場合はその補償工事の施工及び経費の負担をすること。
4. 宮田用水土地改良区が現に施行し又は施行予定の土地改良事業に対し協力すること。
5. 宮田用水土地改良区の管理する水路には悪水を放流しないこと。ただし止むをえず生活雑水を放流する場合は事前に宮田用水土地改良区に申し出て所定の手続きをなし許可を受けること。
6. その他宮田用水土地改良区の事業運営に支障なきよう留意し宮田用水土地改良区の指示事項を厳守すること。
7. 転用された年度の一般賦課金は納付すること。